

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～6面 第56回定期大会議案  
第1号議案、第2号議案
- 7面 私のスナップ、ぎょえん

# 東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館3階  
電話 03(3356)4479  
【URL】 <https://t-zeisei.jp>

編集発行人 小倉 修  
広報委員長

当該新聞は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。

越智隆雄議員



片山つぎ議員



末松義規議員



平将明議員



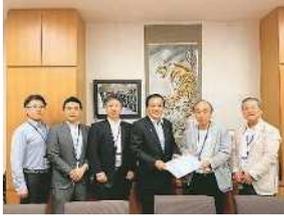
竹谷とし子議員



土田慎議員



長島昭久議員



秋生田光一議員



山田美樹議員



## 8月陳情を実施

### 災害損失控除の創設 確定申告期間の1ヶ月うしろ倒しを中心

本連盟は、8月2日から5日までの4日間、昨年と同様に国会陳情を実施した。一昨年末では、9月上旬に一斉陳情を実施していた関係から、一ヶ月早め

が、各省庁の概算要求の締め切りが8月末となっている。今回の陳情は、5月に実施したの陳情を昨年より実施している。

実施した早期陳情の対案議員以外の議員を新たに選出し、本連盟の要望を強く訴えた。また、今回は日本税理士政治連盟が6月の機関決定に沿って作成した「令和5年度税制改正に関する建議・要望」を用いて、災害損失控除の創設や年末調整・確定申告期間の1ヶ月うしろ倒しなどを中心に詳細な説明を行い要望した。

この中で、災害損失控除の創設については、①非常に良い制度と思われるが、あまり検討が進捗していないので、引き続き要望されたい、②自然災害はその規模から見ても、盗難や横領との同一視は難しい、税政連の数年来の要望と理解しているの、対応したいと考えているなどの回答を得た。確定申告期間のうしろ倒

しについては、①働き方改革との関係性からも重要性が高い、②e-Taxの利用率の向上や自治体のデジタル化の推進も視野に入れて検討したいなどの回答があった。なお、本連盟では、この8月陳情に引き続き、10月には、与党税調の検討開始に先立ち、さらなる陳情を予定している。(写真は五十音順)

7月の参院選は、与党が圧勝し投票率は52.05%。前々回の16年以来50%を超えたが、下から数えたほうが早い史上4番目の低投票率である。今回は選挙期間中に、元首相が統弊されて死亡するという衝撃的な事件が発生。また、既存とは趣の違う立候補者や新たな政党の登場もあり、色々な意味でかなり注目されていたと思う。選挙活動の様子や当選者の顔ぶれを見ても、与党の圧勝の裏側に今までない変化も感じました。それでも52.05%投票しても変わらない、意味がない。そう感じている人は自分の周りにもたくさんいる。それに対して、「そんなことはない、一人ひとりの行動で政治は変わる」と胸を張って言うのだろうか。恥ずかしながら我が家の投票率は50%である。それでも歴史を紐解けば選挙で一票を投じることが、民主主義の根幹であることは明らかである。すぐそばの民主主義とは対極の世界と不測の事態を起さず共存するためにも、各々が考え行動することが必要なのではないだろうか。イギリスの元首相チャーチルの「民主主義は最悪の政治といえる。これまで試みられてきた、民主主義以外の全ての政治体制を除けばこれがこの言葉をかみしめた。まずは次の選挙で家庭内投票率100%を目指すことから始めよう。」

### 第56回定期大会議案を決定

#### 3年ぶりに懇親会を開催

7月20日に開催した第1回幹事会において、第56回定期大会の議案を決定した。今回は、組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった議案が付議されることとなった。また、令和4年度の収支予算については、各単位税政連の会員数が昨年より減っており、会員数の減少が本連盟の予算に与える影響は大きく、執行部としては引き続き会員増強を単位税政連に呼びかけていく意向である。

しかし、大会が開催される9月は、引き続き予算を許さぬ感染状況であることが考えられるため、感染防止のため外出を控えている例年、大会当日に開催し

会員や当日体調がすぐれない会員については、参加を控えるよう、昨年同様の案内をすることとした。

なお、8月19日に総務会、単位税政連会長・幹事長会議を開催し、定期大会に付議する議案に関する審議を行い了承された。

#### 第56回定期大会のご案内

と き 令和4年9月20日(火)  
と ころ 京王プラザホテル 5階 コンコルドボールルーム  
新宿区西新宿2-2-1 電話03(3344)0111(代)

##### 第56回定期大会

- ◇開催時間 午後3時～5時
- ◇議案 第1号議案 令和3年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
- 第2号議案 令和3年度収支報告承認の件
- 第3号議案 令和4年度運動方針決定の件
- 第4号議案 令和4年度組織活動方針決定の件
- 第5号議案 令和4年度収支予算決定の件
- 第6号議案 大会決議決定の件

##### 懇親会

- ◇開催時間 午後5時30分～7時
- ◇会 場 京王プラザホテル 4階 花
- ◇会 費 5,000円
- ◇来 賓 衆参国會議員等

※税理士後援会の役員・会員の方等、代議員の方以外も是非ご参加下さい。

定期大会及び懇親会にご参加の際は、マスク着用にてお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、例年実施しております「研修会」につきましては中止とさせていただきます。

皆様におかれましては、時局ご理解の上、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

# 税制改正に向け本格始動

会長あいさつ 名倉 明彦



初秋とはいえ暑さが続く毎日ですが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、9月を迎え税制改正に向けて活発な動きが見え始める時期となりまして

て内容を深く理解いただくよう努めました。5月の陳情に続き、8月上旬には昨年同様国会陳情を行いました。ちょうど臨時国会の会期中でありましたが、陳情を依頼した議員の方々は、快く対応してくださいました。

この陳情は、税制改正の審議の過程において、要望の実現を目指すうえで、これまでよりさらに早い時期での陳情が効果的との助言を国会議員より受けて実施したものです。要望項目はインボイス制度関連、災害損失控除の創設、確定申告期限の延長の3項目に限定し、選出した8名の対象議員ごとに要望項目を絞って

を降ろすことはなかった。6月2日に開催された自民党税理士制度推進議員連盟(宮沢洋 会長)の第2回インボイス勉強会(西田昌司副会長)において、日税連はインボイス制度の見直し案を提案

と。令和5年度税制改正大綱は、前年と比較して大幅な改正が見込まれており、この機会を要望実現の好機と捉え、強力な運動を展開してまいりますので、会員の皆様には引き続き本連盟の活動にご支持とご協力を賜りたいと存じます。

## 日税政が税制改正要望を策定

### 重要項目にインボイス方式導入延期など

日本税理士政治連盟は本年6月30日、令和5年度税制改正要望を幹事会において機関決定した。

本要望は、重要建議、要望として、①インボイス方式導入についての延期・柔軟な対応、②消費税の非課税取引の範囲を最小限とする

を認めることの2点を掲げている。インボイス制度の導入は、事業者はもとより我々税理士の業務遂行上、大きな影響を受けることから、この提案が導入を所与のものとしてではなく、免税事業者の救済及び中小零細事業者の事務負担軽減に繋がらなくては意味をなさない。

日税連「日税政の「令和5年度税制に関する建議・要望」の消費税項目には「インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと」と明記された。

税政連は、今後この建議に沿って国会議員への陳情活動を続けていく所存である。

出来事がありました。憲政史上最も長期に亘り総理を務められた政治家が政治的信条以外の動機により、銃撃というこれ以上ない暴力によって殺害されたこと、今もなお釈然としない思いを抑えることができせん。今月27日には国葬が営まれます。謹んで安倍元総理のご冥福をお祈りいたします。

## 論説

痛税感の緩和と言ふフリースで導入された軽減税率制度は、標準税率との並立で、領収書類のチェック・仕訳入力時の消費税項目の選択で事務負担が大幅に増加したことは周知のとおりである。導入の諷い文句であった「低所得者対策としての逆進性の緩和」も十分な機能を果たしているとは言い難い。だからこそ一貫して単一税率制度維持を訴え続けてきたのである。

## インボイス制度について

素」は何処へ行ったのか。インボイス制度については、免税事業者の市場取引からの排除、課税事業者への転換のリスク等の問題が各種資料から読み取れ、関与先の実情を見ればその危うさは一目瞭然であり、税政連は当初から導入反対の旗標

と。出席議員からは見直しに前向きな発言が多かった模様だ。税政連では国会議員への陳情の第一には必ず、軽減税率廃止、インボイス制度導入反対を掲げて粘り強く運動してきたが、与野国会議員の殆んどが一旦成立した法律を元に戻すのは至難の業で

あると言ふ。西田昌司参議院議員は、自身のYouTubeの中で、宮沢洋一自民党税理士会長がかかっている法律廃止の難しさを語っていたことを発信していた。日税連は提案事項として①免税事業者が市場

取引から排除されることを防ぐため、免税事業者からの課税仕入については仕入税額相当額の80%を仕入税額控除として控除できる経過措置を当分の間維持すること、②3万円未満の全ての少額取引についてはインボイスの有無に関わらず帳簿の記載のみで仕入税額控除

を認めることの2点を掲げている。インボイス制度の導入は、事業者はもとより我々税理士の業務遂行上、大きな影響を受けることから、この提案が導入を所与のものとしてではなく、免税事業者の救済及び中小零細事業者の事務負担軽減に繋がらなくては意味をなさない。

日税連「日税政の「令和5年度税制に関する建議・要望」の消費税項目には「インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと」と明記された。

税政連は、今後この建議に沿って国会議員への陳情活動を続けていく所存である。

## 「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2022 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

**令和5年度 税制改正に関する 建議・要望**

日本税理士政治連盟 日本税理士会連合会

**延期・柔軟な対応**  
インボイス制度の導入は、事業者はもとより我々税理士の業務遂行上、大きな影響を受けることから、この提案が導入を所与のものとしてではなく、免税事業者の救済及び中小零細事業者の事務負担軽減に繋がらなくては意味をなさない。

**非課税取引の範囲を最小限とする**  
インボイス制度の導入は、事業者はもとより我々税理士の業務遂行上、大きな影響を受けることから、この提案が導入を所与のものとしてではなく、免税事業者の救済及び中小零細事業者の事務負担軽減に繋がらなくては意味をなさない。

## 税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先 (株)日税連保険サービス 〒147-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館5階 電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ ぜいばいほけん



www.zeirishi-hoken.co.jp

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

- うっかりミスなど
- 1. 税法上の選択誤りや届出失念
- 2. 優遇措置の適用失念
- 3. 一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会



# 第56回定期大会議案(抜粋)

## 第1号案 令和3年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件

令和3年度運動経過並びに組織活動報告  
令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで

### 一 運動経過の概況

本連盟は、令和3年9月24日開催の第55回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に対し積極的に取り組む、税理士及び納税者、中小企業の視点に立つて以下の運動を強力に展開した。

### 重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指す。

(1)令和3年12月10日に公表された「令和4年度与税税制改正大綱」の納税環境整備において、税理士制度の見直しが明記された。ここでは「コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う」として、税理士の業

務の電子化等の推進、税理士事務所等の該当性の判定基準の見直し、税理士試験の受験資格要件の緩和を13項目が明記された。  
(2)令和4年3月22日、参議院本会議において、税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立。同年4月1日以降、各改正項目は段階的に施行された。

### 重点運動2. 税の専門家としての役割をより一層果たすべく、納税者の声や反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1. 令和4年度税制改正に関する要望書について  
(1)本連盟の「令和4年度税制改正に関する要望書」(令和3年5月21日幹事会機関決定の「概要」及び「詳細版」)に基づき、幹事会構成員等が単位税政連、税理士後援会等に連携し、関係国会議員に対して懇談会形式により「国会陳情を令和3年8月20日、3日、4日に実施した。  
なお、これまで「国会陳情」については9月上旬に実施していたが、各単位における税制改正要望の締め切りが8月末日であることから、効果的な要望実現に向けて1月

早めて実施することとした。  
(2)令和3年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正大綱」において、本連盟の要望項目に、次の各項目が一部実現した。  
①交際費等の損金不算入制度の2年延長  
中小企業者における交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。  
②中小企業への外形標準課税の適用の見送り  
経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数が大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。  
(3)令和4年5月16日、17日、20日に早期陳情を実施した。これは、要望事項を税制改正の審議に組み込ませるため、8月上旬に取りまとめられる各単位からの要望に組み込まなければならないとの国会議員からの助言を受け、要望内容を「インボイス制度の廃止について」「災害損失控除の創設」「確定申告期限の延長」の3項目に限定し、通常の「一斉陳情」先立ち5月に実施したものである。  
(4)令和3年10月25日、東京税理士会と共催で「令和4年度税制改正の動向に関する勉強

会」を参議院議員会館内の講堂にて開催した。これは、平成28年9月に片山さつき参議院議員からの「関係省庁とアリアンソンの実施の提案」に基づき企画であり、昨年度に引き続き開催するものである。当日は、片山さつき参議院議員、東京税理士会の足達信一会長の挨拶に続き、財務省、国税庁、総務省、内閣官房、経済産業省及び中小企業庁から令和4年度税制改正に関する詳細な説明があり、これに対し参加者から多くの質問があった。  
(5)令和3年11月19日に開催された自由民主党東京都支部連合会主催の「令和4年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に関係役員が出席し、「令和4年度税制改正に関する意見書(概要)」について直接要望を行った。  
(6)令和3年12月8日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2022」を衆議院第一議員会館にて開催した。

このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各単位の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後の税政連活動の充実を目的としたものである。  
今回は、2部構成の内容となっており、第一部は本連盟の森下清隆政策委員長による「令和4年度税制改正に関する要望」の説明があり、続く第二部では、「令和4年度税制改正の動向について」をテーマとするパネルディスカッション並びに税制改正法案成立までの行程と与税税制調査会における税制改正大綱公表までの審議経過に関する説明を行った。  
(7)令和3年11月25日、「公明党」の懇談会を衆議院第二議員会館にて開催した。今回のテーマは「令和4年度税制改正に関する要望」とし、「令和4年度税制改正に関する意見書(概要)」から重要要望項目として、①適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する、②役員給与と税制を抜本的に見直すこと、③災害損失控除を創設すること等を中心に要望した。  
なお、例年秋頃実施している「自民党との明合懇談会」については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や踏まえ、自民党連との検討の結果、開催を見送ることとした。  
また、令和4年1月24日、「立憲民主党」の懇談会を衆議院第一議員会館にて開催し、「自民・公明両党と同様に」「令和4年度税制改正に関する要望書(概要)」をもとに要望した。

(8)東京税理士会と共催で「令和3年度 合同セミナー」(令和4年2月7日)を衆議院第一議員会館にて開催した。当日は、2部構成で進行し、第一部は、公明党の竹谷とし子参議院議員を講師に迎え、「我が国における会計士の現状と課題―財政の見える化―への取り組み」をテーマに基調講演が行われた。  
続く第二部では、「令和4年度税制改正大綱を読む」をテーマにパネルディスカッションが行われた。  
(9)以上のような活動の結果、令和4年度税制改正において、下記の改正項目について本連盟の要望の一部を実現することができた。  
《本連盟の要望が実現した税制改正項目》  
①交際費等の損金不算入制度の2年延長  
②中小企業への外形標準課税の適用の見送り  
2. 令和5年度税制改正等への対応について  
令和4年6月30日、日税収は「令和5年度税制改正に関する建議・要望」を機関決定した。本連盟は、インボイスの対応を含め、日税収と足並みを揃えて税制改正要望を行う必要があることから、国会議員に向けた陳情等で当該建議・要望を用いることを令和4年度第一回幹事会(令和4年7月20日)にて機関決定した。

3. 都政に関する要望について  
(1)都議会各派への要望に向けて、政策委員長により本連盟の要望書「都政に関する要望」(令和3年7月付)及び「都政に関する要望」(説明用詳細版)が策定され、幹事会(令和3年7月16日)において機関決定した。  
(2)当該要望書に基づいて、令和3年9月3日に都議会立憲民主党及び都民ファーストの会、同年9月7日に都議会公明党及び日本共産党東京都議会議員団のヒアリングに関する係役員がそれぞれ出席し直接要望を行った。また、同年9月6日、都議会自民党との意見交換会を開催した。  
なお、ヒアリングを主催した都議会の各会派(都民ファーストの会、日本共産党東京都議会議員団、都議会公明党、都議会立憲民主党【収受順】及び文書にて回答を要望した都議会自由民主党から回答を收受した。  
重点運動3. マインナー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。  
本連盟は、従来の「マインナー」制度について、「法人番号」の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業主を加えること」を要望している。マインナー制度については、税理・業務と密接に関係し、処理・業務と密接に関係する保存方式(インボイス方式)の導入準備にあたり、個人事業主の新たな付番も予想されることから引き続きその動向を注視していくこととしている。

者数は全国で1万759人(令和4年3月末現在)であり、平成14年3月末より5096人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は、令和4年3月末現在、32.3%となっている。  
(2)平成29年5月23日付で、本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費収入が削減した場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で4800人の増員する旨の依頼をした。  
平成28年度は微増とはいえ9期連続の会員数減が止まったが、令和2年度は前年度比で減少となり、令和3年度末の会員数は8541人となっている(前年比100人減)。  
なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は単位税政連に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。  
2. 単位税政連規約の形及び連盟規約の改正について  
単位税政連規約の改正については、平成30年6月1日付で各単位税政連に対し規約改正に向けた審議に入るよう依頼している。  
しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、多くの単位税政連の総会が縮小開催され、令和3年度末までに規約改正を行っている単位税政連は18となっている。  
3. 組織強化への対応  
(1)東京都内の衆議院小選挙区の区割りを基に単位税政連を3つのブロックに分け「ブロック別単位税政連会議」を開催した。

当該会議では、本連盟及びブロック区域内の単位税政連、東京税理士会支部により意見交換を行った。  
(2)東京税理士会の「税理士証票交付式」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として従来の会場集形式で行わず入会手続きのみを行う方式となり、本連盟は加入促進のための関連資料を配付した。  
(3)東京税理士会の支部長会、理事会に本連盟の会長又は幹事長が出席し、本連盟の活動報告を行った。  
(4)「両面」制による組織・財政両面での基盤づくりの環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を「Support 2022」として実施した。当該募金は、会員及び単位税政連の絶大な協力により、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。  
(5)「税理士のためのポケットブック2022」を刊行し、東京税理士会の全会員及び単位税政連に配付したほか、単位税政連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の手続きにおいて新規入会者に対する単位税政連の会員勧誘用として配付するとともに、各種会議で使用するなど活用した。  
(6)北海道税理士政治連盟が幹事会となり「東日本三税政連役員連絡協議会」が令和3年度末に開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため本年度に延期された。

重点運動4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。  
1. 組織・財政基盤の確立について  
(1)平成13年の改正税理士法が施行された平成14年4月から令和4年3月末までの間に、全国の税理士登録者数は1万4190人増加した。このうち東京税理士会は6055人増加しており、依然、東京税理士会に集中する傾向が見られる。  
また、東京税理士会が平成14年4月から令和4年3月末までの期間、登録者数を比較すると2067人の減となっている。一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和4年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は70.2%である。公認会計士の資格の登録

果、令和4年度税制改正においては、下記の改正項目について本連盟の要望の一部を実現することができた。  
《本連盟の要望が実現した税制改正項目》  
①交際費等の損金不算入制度の2年延長  
②中小企業への外形標準課税の適用の見送り  
2. 令和5年度税制改正等への対応について  
令和4年6月30日、日税収は「令和5年度税制改正に関する建議・要望」を機関決定した。本連盟は、インボイスの対応を含め、日税収と足並みを揃えて税制改正要望を行う必要があることから、国会議員に向けた陳情等で当該建議・要望を用いることを令和4年度第一回幹事会(令和4年7月20日)にて機関決定した。

3. 都政に関する要望について  
(1)都議会各派への要望に向けて、政策委員長により本連盟の要望書「都政に関する要望」(令和3年7月付)及び「都政に関する要望」(説明用詳細版)が策定され、幹事会(令和3年7月16日)において機関決定した。  
(2)当該要望書に基づいて、令和3年9月3日に都議会立憲民主党及び都民ファーストの会、同年9月7日に都議会公明党及び日本共産党東京都議会議員団のヒアリングに関する係役員がそれぞれ出席し直接要望を行った。また、同年9月6日、都議会自民党との意見交換会を開催した。  
なお、ヒアリングを主催した都議会の各会派(都民ファーストの会、日本共産党東京都議会議員団、都議会公明党、都議会立憲民主党【収受順】及び文書にて回答を要望した都議会自由民主党から回答を收受した。  
重点運動3. マインナー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。  
本連盟は、従来の「マインナー」制度について、「法人番号」の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業主を加えること」を要望している。マインナー制度については、税理・業務と密接に関係し、処理・業務と密接に関係する保存方式(インボイス方式)の導入準備にあたり、個人事業主の新たな付番も予想されることから引き続きその動向を注視していくこととしている。

者数は全国で1万759人(令和4年3月末現在)であり、平成14年3月末より5096人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は、令和4年3月末現在、32.3%となっている。  
(2)平成29年5月23日付で、本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費収入が削減した場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で4800人の増員する旨の依頼をした。  
平成28年度は微増とはいえ9期連続の会員数減が止まったが、令和2年度は前年度比で減少となり、令和3年度末の会員数は8541人となっている(前年比100人減)。  
なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は単位税政連に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。  
2. 単位税政連規約の形及び連盟規約の改正について  
単位税政連規約の改正については、平成30年6月1日付で各単位税政連に対し規約改正に向けた審議に入るよう依頼している。  
しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、多くの単位税政連の総会が縮小開催され、令和3年度末までに規約改正を行っている単位税政連は18となっている。  
3. 組織強化への対応  
(1)東京都内の衆議院小選挙区の区割りを基に単位税政連を3つのブロックに分け「ブロック別単位税政連会議」を開催した。

当該会議では、本連盟及びブロック区域内の単位税政連、東京税理士会支部により意見交換を行った。  
(2)東京税理士会の「税理士証票交付式」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として従来の会場集形式で行わず入会手続きのみを行う方式となり、本連盟は加入促進のための関連資料を配付した。  
(3)東京税理士会の支部長会、理事会に本連盟の会長又は幹事長が出席し、本連盟の活動報告を行った。  
(4)「両面」制による組織・財政両面での基盤づくりの環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を「Support 2022」として実施した。当該募金は、会員及び単位税政連の絶大な協力により、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。  
(5)「税理士のためのポケットブック2022」を刊行し、東京税理士会の全会員及び単位税政連に配付したほか、単位税政連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の手続きにおいて新規入会者に対する単位税政連の会員勧誘用として配付するとともに、各種会議で使用するなど活用した。  
(6)北海道税理士政治連盟が幹事会となり「東日本三税政連役員連絡協議会」が令和3年度末に開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため本年度に延期された。

第2号議案 令和3年度収支決算報告承認の件

令和3年度収支報告書
令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Includes sections for (収入の部) and (支出の部).

例年、以下の懇談会を開催し、単位税政連への加入促進等について意見交換を行っていたが、本年度は新型コロナウイルスの感染状況を勘案して開催を中止した。

重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

対応などの確認が行われた。(2)第49回衆議院議員総選挙が令和3年10月19日公示、同月31日投票で施行された。本連盟では、単位税政連からの推薦依頼があった候補者について、推薦審査会(令和3年5月20日)及び同審査会構成員による書面決定により31人の推薦候補者を決定した。

なお、推薦候補者及び選挙結果は次のとおり。(敬称略)
順不同、凡例:○当選、一落選
【結果:○】
▲東京選挙区
朝日健太郎(自由民主党・現)【結果:○】
生稲 晃子(自由民主党・新)【結果:○】
竹谷とし子(公明党・現)【結果:○】
松尾 明弘(立憲民主党・新)【結果:一】
荒木 千陽(ファーストの会・新)【結果:一】
【比例代表】
片山さつき(自由民主党・現)【結果:○】

【結果:○】
白 眞典(立憲民主党・現)【結果:一】
青木 愛(立憲民主党・現)【結果:○】
2. 国会議員等の税理士後援会設立支援について
(1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進しているが、今年度未現在、国会議員関係35後援会、自治体関係3後援会、合計38後援会が設立されている。

【結果:○】
中川雅治税理士後援会
税理士による松本文明後援会
(2)例年本連盟が行っている国会議員等による税務支援事業の視察協力については、新型コロナウイルス感染症拡大が完全に沈静した状態ではないが、各会場が混雑回避のために原則として事前申込制により開催することから実施することし、視察実施に向けて各単位税政連及び税理士後援会関係者に協力を仰いだ(令和3年12月22日)。

感業者が意図したことから、税務支援事業の視察については中止することを各単位税政連及び税理士後援会関係者に連絡した(令和4年1月17日)。

(3)後援会の定期総会、イベント等に本連盟の役員が出席した。

重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Includes sections for (収入の部) and (支出の部).

(1) 国税通則法の目的規定の改正については、令和4年度税制改正に関する要請書に、「国税通則法第1条に『納税者の権利利益の保護に資する』を追加し、納税者権利憲章を制定すること」について継続して要望した。

(2) 国税不服審判所は平成28年4月1日よりの改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官の登用に関し、税理士等の民間専門家からの職員採用を公表している。この国税審判官・特定任期付職員採用については、国

重点運動7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

Advertisement for Zeirishikyosai (Japan Tax Accountants Mutual Relief Association). Features 'Application Acceptance!' and 'Individual Pension' with benefits like spousal life insurance and pension contributions. Includes QR code and contact info.

5面からつづく

が設置した審議会(平成19年1月26日、平成22年3月31日)が公表した平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題において、税理士と公認会計士の業務の相互参入について、「税務会計と企業会計が密接不可分なものとなつていくとの観点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入等について検討し、必要な措置を講ずるべきである」と言及している。

また、規制・制度改革委員会(平成22年3月11日、平成24年12月26日)および規制改革会議(平成25年1月23日、平成28年7月31日)において

重点運動8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえ積極的に役割を担うための運動を行う。

(1)平成16年に法整備された司法制度改革では、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)の設置、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の事項や、公認会計士試験制度改正(平成18年から実施)に伴い金融庁の方針による公認会計士増加策が加わるなど、税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視していくこととしている。

一方、公認会計士試験については、「合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していることと鑑み、平成23年以降、当

は、業務独占及び強制入会制についての具体的な議論はなされていないが、本連盟は今後も引き続き、税理士制度の根幹に関わる事項となる「資格者入会制度の見直し」、「業務独占資格」、「税理士と公認会計士の業務の相互参入」等について、政府機関等の検討の動向を注視していくこととしている。

(2)PPPでは参加1カ国における協定が平成30年1月30日に発せられたが、その他にもFTA(白米)カ国での自由貿易協定(FTA)とEPA(日本とEUとの経済連携協定)交渉の動向において、サード部門における資格事業者の相互参入に関し、引き続き注視していくこととしている。

面の合格者数については、金融庁としては、1,500人程度から2,000人程度を目安として運用されることが望ましいものと考え、「平成23年1月21日/第10回公認会計士制度に関する懇談会」との金融庁の方針に基づき、合格者数は減少している。なお、令和3年の公認会計士試験における論文式試験合格者数は1,300人で、対前年比2人増であった。

また、司法試験については、受験回数が増加する司法試験法の改正が行われ(平成20年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は、今後の司法試験合格者数を1,500人程度とする方針を打ち出している。なお、令和3年の司法試験合格者数は1,421人であった。

今後としては、面試験の合格者数や受験者数の減少、法科大学院の淘汰、会計大学

院の募集中止・定員割れなどの動向をとおして、司法制度改革と税理士制度に与える影響を引き続き注視していくこととしている。

(平成26年の税理士法改正において、「税理士法第3条

重点運動9. 災害関連税制については被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

平成29年度税制改正において、災害ごとに特別立法で措置してきた規定を各税法に規定することが「災害に関する基本法」に明文化されたことを受け、引き続き災害関連税制については注視していくこととしている。なお、日経連の「令和4年度税制改正に関する建議書(令和3年6月)」では、「災害損失控除」を創設することにも、相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けることが要望されており、本連盟も同様の内容を陳情等で広く要望した。

重点運動10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体、地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参加していくための運動を行う。

(税理士の資格 第1項3号・4号及び第2項の廃止を要望していたことから、弁護士及び公認会計士におけるそれぞれの税理士登録者数の人数については、引き続き注視していくこととしている。

なお、上記の登録者のうち、東京税理士会に所属している税理士は999人である。(2)税理士の積極的な活用策については、①都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監査に関しては、条例を制定している自治体が少ない。②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、都政の要望書において、都政全般に関する要望として「税理士の積極的な登用」との要望を引き続き行った。

重点運動11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき「裁判外紛争解決手続(ADR)」において、業務内容が税務の分野に及ばないよう引き続き注視していくこととしている。

重点運動12. 国及び地方公共団体の公認会計制度改革(複式簿記・発主主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

し、信頼性が高く、かつ、有用な会計情報を入力するためには、日々の会計処理の段階において複式簿記による発生主義会計を採用する必要がある。また、国会に提出(公表)された財務諸表については、国会が行われるよう立法すべきである」と要望した。

また、「令和3年度 合同セミナー(令和4年2月7日)」において、公明党の竹谷とし子参議院議員を講師に迎え「我が国における公認会計の現状と課題―財政の「見える化」への取り組み」をテーマに基調講演を行い、①国の財務書類、②コスト情報の活用、③地方の財務書類など公認会計に関する委員の理解に努めた。

重点運動13. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及・促進を行う。

国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育を積極的に推進するよう要望した。

重点運動14. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

を第224号から第227号まで発行し、税制改正及び組織・財政問題など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

機関紙には、要望書をはじめ本連盟の活動に関する各種資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために積極的な役割を果たした。第224号から第227号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。

【本連盟の要望書、その他の資料】  
◇本連盟の要望書Ⅱ「令和4年度税制改正に関する要望書(第224号)」  
◇「令和4年度与党税制改正大綱」から①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税⑤納税環境整備(税理士法改正関連)を抜粋して掲載(第226号)  
【「当面の問題」シリーズ：問題点の解説等】  
◇第224号Ⅱ「税理士法改正について考える」【政策副委員長・鈴木茂和】  
◇第225号Ⅱ「中小企業税制の現状」【政策副委員長・香山正男】  
◇第226号Ⅱ「消費税無申告の対応策」【政策副委員長・湊昭子】  
◇第227号Ⅱ「自然災害等における所得税損失控除について」【政策副委員長・新木昭治】

【ホームページに、本連盟の各種要望書、説明資料や各号の機関紙、活動報告などを掲載して、本連盟の広報活動を促進した。  
③「東京税理士会報(N°77)」に第20回定期大会の開催報告を掲載した。

1. 広報活動について  
本連盟機関紙「東京税政連

携について  
本連盟は、各県の関係諸団体との幅広い連携を重点施策の一つとしているが、その活動の一環として、東京税理士会との共催で、令和4年3月23日に、第20回中小企業関係団体との懇談会を開催した。

【開催日】令和4年3月23日(水)午後2時~4時  
【場所】全理連ビル 9階会議室  
【アジェンダ】第一部 令和4年度税制改正要望書について  
第二部 税制改正に関する要望・意の作成とその実現に向けた活動について「コロナ禍の中小企業対策、インボイス制度の準備状況等について」

【出席団体】日本商工会議所、東京商工大会議所、全国商工連合会、東京都商工連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会

重点運動15. コロナ禍における税制措置、経済政策に迅速に対応し、中小企業者への支援を行う。特に「所得税の確定申告期限の延長」について引き続き強力な運動を行う。

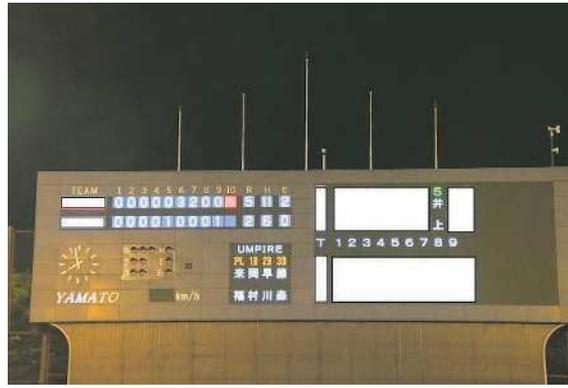
(1)「所得税確定申告期限」3月15日の延長を要望している国会議員の陳情等において強く要望した。  
その結果、令和4年2月18日の衆議院決算委員会において山田美樹議員(自民党)が、また、令和4年6月8日の衆議院財務金融委員会において末松義規議員(立憲民主党)が確定申告期限の延長に関する質問を行った。

日税グループ (税理士界一筋おかげさまで50周年) 株式会社 日税ビジネスサービス TEL.0120-155-551 株式会社 日税不動産情報センター TEL.03-3346-2220 株式会社 共栄会保険代行 TEL.0120-922-752 株式会社 日税サービス TEL.0120-312-112 株式会社 日税経営情報センター TEL.03-3345-0600 「税理士とその関与先のために」 この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

# 私のスナップ

井上 公蔵

(練馬東)



高校野球を通して、念撮影をした。この時は、レギュラーも控えもな「5-4-3」のダブルプレー」試合終。息子の高校野球の引退試合が終わった。コロナ禍や、病気などと思うように練習もできず、練習試合すらほとんど出られない状況で、最後の引退試合を迎えた。高校野球での経験は、引退試合は普段のレギュラー組が控えに回り、大切な経験だったと思応援やチームを支える役目。つらかったことが多くに回る。息子は、番サードで出場。打撃では、4打数の2安打、盗塁。守備では、最後のダブルプレーをとりチームの勝利に貢献した。最後にチーム全員で記念撮影をした。

## ほのほの喫茶室【円安で輸出に挑戦?】



## 税理士後援会の活動



R4・6・6 小池ゆりこ税理士後援会  
R4・6・13 税理士による辻清人後援会  
R4・7・21 石原伸晃の税理士後援会  
R4・7・21 税理士による石原ひろたかを囲む会

7月の第7波で遂に家族がコロナに罹った。子供が土曜の夜に発熱し、38・5度を超えたので以前残しておいたアセトアミノフェンを飲ませて翌朝近くの大きな病院へ検査したところコロナの検査は平日の発熱外来のみとのこと。解熱鎮痛剤を飲んでもすっきりと下がらず苦しそうな子供をみながらまんじりともせず夜が明けた。

月曜の朝、かかりつけの病院へ発熱外来の予約をし、夕方予約の時間に病院の外から到着の電話を掛けた。迎えられて入ると受付前には人が居らず、奥の発熱待合席には一組の親子が座っていた。いつもの診察室とは別の検査室へ通されPCR検査を受けた結果陽性

東税政ホームページにアクセスしてください！  
ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。



梅雨入り後、6月中旬から気温が上昇、40度に迫る日が連日続き、梅雨らしい雨もないまま6月後半には梅雨明けしてしまった。6月1日に梅雨明けしたのは史上最も速とのこと。こんなに早く梅雨明けしてすっきりと猛暑が続くのかと憂鬱に思っていたところ、7月になると梅雨のような天候が続いている。近年、局地的な豪雨により河川の氾濫などのニュースを耳にする。これも地球の温暖化による影響なのだろうか。これから台風季節にもなる。災害が発生しないことを祈るばかりである。

カーボンニュートラル(CN)の流れに乗って電気自動車に買い替えた途端に節電要請となった。政府は2050年までにCNの実現を目指すと言っているが、日本の電気は75%が火力発電で、再生可能エネルギーは2割弱であり、電気自動車も普及しても火力発電による電気を使用したら、全体で見るとCO2が相応に排出されてしまう。

節電のための電気自動車の走行目標を求められないことを願いつつ、日本のエネルギー政策を注視し、一人ひとりが可能な限りの協力をしてい

## 黒字化と、その先の優良企業へ。「月次決算」で未来が変わる。

わたしたちTKC全国会の会員税理士は、関与先企業の黒字決算を進め、優良企業への道を拓くためにさまざまな活動を行っています。その一つが毎月の巡回監査。会計ソフト「FXクラウド」を用いた月次決算のお手伝いや経営助言を行うことで、関与先企業はリアルタイムに自社の業績を把握でき、決算の先行きを管理することが可能です。

TKC全国会が考える優良企業の条件

- 1 税理士法第33条の2に基づく書面が添付され、「税務申告書」の信頼性が担保されていること
- 2 中小企業に求められる会計ルール(中小会計要領もしくは中小会計指針)に準拠した信頼性の高い決算書を作成していること
- 3 企業の付加価値である限界利益(粗利)を2期連続で増加させていること
- 4 経営の安全性の指標である自己資本比率が30%以上であること
- 5 支払期が「黒字決算」であること(取引引前当期純利益がプラス)

TKC全国会  
〒162-8585 東京都新宿区橋本町2番1号 電子坂MNビル4階 Tel. 03-3235-5511 Web. https://www.tkc.jp/

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

2022東京地区における全税共第37回

# 全国統一キャンペーン

キャンペーン期間  
令和4年9月 令和4年10月 令和4年11月

にご協力をお願いいたします 関与先をご紹介ください!

キャンペーンの成果は

研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、  
直営売店での書籍1割引販売等に役立てられています。  
趣旨をご理解いただき、キャンペーン期間中に  
営業職員の方が訪問された際には、  
是非とも温かいご対応をお願いいたします。

◀関与先紹介カードのご利用をお願いいたします

ご紹介いただける関与先様がいっぱいあります。その関与先様を関与先紹介カードのご利用をお願ひいたします。紹介カードには、必ず本組合のロゴを印刷してください。



キャンペーン参加生命保険会社 朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 明治安田生命  
メットライフ生命 住友生命 SOMPOひまわり生命 アクサ生命 富国生命

東京税理士協同組合直営売店

## 税務手帳・税務日誌・職員執務日誌 予約特価で受付中!

10/14金まで



2023年版  
税務手帳 予約特価 830円

10月15日以降は組合員価格900円



職員執務日誌 予約特価 1,749円  
組合員価格1,782円



税務日誌  
予約特価 1,972円 組合員価格2,204円

直営売店をご利用の際は  
組合員証・準会員証を  
ご提示ください

税務手帳50冊、税務日誌30冊から 名入れできます! (押捺料3,500円)  
※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料 ※価格はすべて税込金額です。

<お問い合わせ>

お買い上げ5,000円以上で送料無料!

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

在宅SE人材サービス事業

業務委託、人材派遣・紹介なら

サイティ

**ZAIT**

組合員・準会員は  
5%OFF

以下のような人材が揃っています

SEなどITスタッフ

- ・オーダーメイドで業務システムを開発
- ・サイトのリニューアルや運用もお任せ
- ・IT化推進のお手伝いも

事務系スタッフ/作業スタッフ

- ・様々なキャリアのスタッフが  
お手伝い

<お問い合わせ> 株式会社コネクティル ZAITサービス  
TEL 03-6264-9563 (10:00~18:00)  
zait@connectill.co.jp https://zait.jp



マンション  
施工実績  
No.1

## 長谷エコーポレーション

～分譲住宅・マンションを割引価格で～

※施工戸数累計685,471戸 (長谷工務会加盟新開地(2022年5月末現在))

最新の物件情報は、  
本組合HPよりご覧になれます!  
(下掲のQRコードをご参照ください)

ご紹介いただいた関与先等が成約した場合、  
税理士の先生に規定の紹介料をお支払いいたします。

<お問い合わせ> 株式会社長谷エコーポレーション  
提携お客様サロン  
TEL 0120-958-909



東京税理士協会の事業  
ご利用の登録も  
ご利用いただけます

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

